◎新潟県告示第869号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和８年11月13日

新潟県知事　　花　角　　英　世

業　種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付地域振興局	亡失年月日
農業	芝振税（村）第0102054号	令和６年11月１日 ～ 令和９年３月31日	村上市古渡路890 菅井　正義	新発田地域振興局	令和８年10月20日